



平成26年5月13日

各 位

会 社 名 OSJBホールディングス株式会社
代 表 者 代表取締役社長 井 岡 隆 雄
コード番号 5912 東証第一部
問 合 せ 先 企画総務室長 神 谷 保
電 話 番 号 03-6220-0601
URL <http://www.osjb.co.jp/>

株式併合および発行可能株式総数の変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月13日開催の取締役会において、平成26年6月27日開催予定の第147期定時株主総会に株式の併合および発行可能株式総数の変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本お知らせにあります発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更等を含む株主総会付議議案につきましては、平成26年5月22日に取締役会にて決議する予定です。

記

1. 株式の併合

(1) 株式併合の目的

当社の発行済株式総数は、平成26年3月31日現在で245,026,782株となっております。東京証券取引所に上場している同業他社の発行済株式総数の状況をみると、大半の企業が100,000,000株未満にとどまっており、これら同業他社と比べると当社の発行済株式総数は多い状態にあります。これは、当社が過去、経営が厳しい時代に3回に亘って優先株式を発行し、その後普通株式へ転換したこと、および平成25年4月1日に当社株式の単元株数を50株から100株に変更した（*1）際に1対2の株式分割を実施したことが影響しております。

また、株価につきましては、平成26年5月12日現在、株価変動の最低単位である1円当たりの株価変動率も相対的に大きく、投機の対象として株価の乱高下を招きやすい状態にあり、一般投資家の皆様への影響も小さくないと認識しております。なお、現状の株価水準では、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の水準である5万円以上50万円未満の範囲も下回っております。

さらに、平成26年3月31日現在の当社の株主総数は40,338名と前述の同業他社の株主数を大幅に上回る水準となっております。これは前述の株式分割実施決定前に比べ15,789名増加しております。平成25年4月1日の単元株数変更の際には、取引所市場における売買機会や株主総会における議決権などに関して株主様への影響を抑えるために株式分割を同時に実施しましたが、その時点ではここまでの株主数の増加は想定しておらず、株主名簿管理をはじめとする株式関連事務コストの負担も、株主数の増加に伴い大きくなってきております。

このような状況を踏まえ、今般、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会において株主様のご承認を得ることを前提に、2 株を 1 株に併合する株式併合を実施することといたしました。理論的には、株式併合の併合比率に見合う株価の上昇が見込まれるため、上記の 1 円当たりの株価変動率も改善され、当社の株式が株式市場において一層適正に評価されることが期待されます。

また、投資単位の変更により株主総数が若干減少するとともに、今後の株主数の増加も少なからず抑制されることが期待されます。株主数の増加を抑制できれば、株式関連事務コストの増加も抑制でき、そのコスト抑制分を配当原資へ充当するといった検討も可能となり、株主様への将来的な利益還元に繋がるものと考えております。

* 1 全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、売買単位を 100 株に統一することを目標としており、当社は、上場企業としてかかる趣旨を尊重し、平成 25 年 4 月 1 日に当社株式の売買単位を 50 株から 100 株に変更しました。

(2) 株式併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の方法・比率 平成 26 年 10 月 1 日（水）をもって、平成 26 年 9 月 30 日（火）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、2 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 26 年 3 月 31 日現在）	245,026,782 株
株式併合により減少する株式数	122,513,391 株
株式併合後の発行済株式総数	122,513,391 株

（注）「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

株主総数および発行済株式総数は平成 26 年 3 月 31 日現在の数値ですが、本株式併合を行った場合、2 株未満の株式を所有されている株主様 13 名（その所有株式数の合計は 13 株）が株主たる地位を失うこととなります。

また、保有株式 100 株以上 200 株未満の株主様 2,979 名（その所有株式数の合計 299,973 株）は新たに単元未満株式の保有者となり、取引所市場における売買機会および株主総会における議決権を失うこととなります。

なお、当社の単元未満株式を所有する株主様は、会社法第 192 条第 1 項の定めにより、その単元未満株式を買い取ることを当社に請求することができます。

平成 26 年 3 月 31 日現在の株主構成の割合

所有株式数	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	40,338 名(100.0%)	245,026,782 株(100.0%)
2 株未満所有株主	13 名(0.0%)	13 株(0.0%)
2 株以上 100 株未満所有株主	915 名(2.3%)	24,110 株(0.0%)
100 株以上 200 株未満所有株主	2,979 名(7.4%)	299,973 株(0.1%)
200 株以上所有株主	36,431 名(90.3%)	244,702,686 株(99.9%)

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条により、その株式について一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

平成26年6月27日に開催予定の当社第147期定時株主総会において、本株式併合に係る議案および発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 発行可能株式総数の変更

(1) 変更の目的

上記「1. 株式の併合 (2) 株式併合の内容」に記載した株式併合による当社株式の発行済株式総数の減少を勘案し、株式併合の割合に合わせて、発行可能株式総数を変更するものであります。

(2) 変更の内容

平成26年10月1日(水)をもって、発行可能株式総数を277,618,800株から138,809,400株に変更いたします。

(3) 変更の条件

平成26年6月27日に開催予定の当社第147期定時株主総会において、株式併合に係る議案および本発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 主要日程

取締役会開催日	平成26年5月13日
取締役会開催日(株主総会の招集の決議)	平成26年5月22日(予定)
定時株主総会開催日	平成26年6月27日(予定)
株式併合の効力発生日	平成26年10月1日(予定)
発行可能株式総数の効力発生日	平成26年10月1日(予定)

※ 定款の一部変更(発行可能株式総数の変更)につきましては、株主総会付議議案を取締役会で決議した後に開示する予定です。

以上

添付資料：(ご参考) 株式併合に関するQ&A

(ご参考)

株式併合に関するQ&A

Q 1 株式併合の意味と目的を教えてください。

株式併合とは、複数の株式を合わせて、それより少数の株式とする会社法で定められた行為のことです。今回、当社では、2株を1株に併合することを予定しております。

当社の現在の株価水準では、株価変動の最低単位である1円当たりの株価変動率も相対的に大きく、投機的対象として株価の乱高下を招きやすい状態にあります。今回の併合は、これを改善するとともに、株主数の更なる増加を抑制し株式関連コストの削減・抑制を目的に行うものです。

Q 2 株式併合は、株式の資産価値に影響を与えないのでしょうか。

株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わるわけではありませので、株式市況の動向など他の要因を別にすれば、理論上は、株主様が所有する当社株式の資産価値に変動はありません。というのも、株式併合後においては、株主様が所有する当社株式数は株式併合前の2分の1となるものの、逆に1株当たり純資産額は株式併合前の2倍となるからです。

また、株式併合後の株価につきましても、理論上は、株式併合前の2倍となります。

Q 3 株主の所有株式数や議決権の数は、どうなるのでしょうか。

株主様の所有株式数や議決権の数は、今回の株式併合の効力発生（平成26年10月1日）の前後で、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権の数	所有株式数	議決権の数	端数株式
例①	1株	なし	なし	なし	0.5株
例②	189株	1個	94株	なし	0.5株
例③	349株	3個	174株	1個	0.5株
例④	400株	4個	200株	2個	なし

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合（上記の例①、例②および例③のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して売却処分し、又は自己株式として買い取り、端数が生じた株主様に対し、その処分代金又は買取代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。また、効力発生前の所有株式が1株のみの場合（上記の例①のような場合）は、株式併合により全ての所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。

Q 4 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

株式併合の効力発生（平成 26 年 10 月 1 日）前に、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。具体的なお手続は、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合には下記の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）にお問い合わせください。

Q 5 株式併合により単元未満株式が生じるのですが、株式併合後も買取りや買増しをしてもらえるのでしょうか。

株式併合後においても、単元未満株式の買取制度のご利用は可能です。具体的なお手続は、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合には下記の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）にお問い合わせください。

また、現在、当社は単元未満株式売渡請求制度を導入しておりませんので、単元未満株式の買増しのご要望にはご対応できません。また、今後につきましても、現時点では同制度の導入の予定はありません。

Q 6 投資単位（最低投資金額）は、どうなるのでしょうか。

平成 26 年 5 月 12 日現在の東京証券取引所における終値 143 円を例に挙げると、株式併合の前における投資単位は、次のとおりです。

前 143 円／株×100 株＝14,300 円

この株価を前提とすると、株式併合後の投資単位は、理論上、次のとおりとなります。

後 286 円／株×100 株＝28,600 円

※ 株価は、株式併合に伴い、理論上は、2 倍となります。

Q 7 信用取引への影響はありますか。

株主様と証券会社との相対取引で行われる信用取引につきましては、証券会社によって取扱が異なりますので、詳細は株主様がお取引されている証券会社等にお問い合わせください。

Q 8 具体的なスケジュールを教えてください。

具体的なスケジュールは、次のとおり（予定）です。

平成 26 年 5 月 22 日 株主総会招集決定取締役会決議日

平成 26 年 6 月 27 日 定時株主総会決議日
平成 26 年 9 月 26 日 株価に株式併合の効果が反映されます。
平成 26 年 10 月 1 日 株式併合の効力発生日

Q 9 株主自身で、何か必要となる手続はありますか。

株主様に特段のお手続の必要は、ございません。

Q 10 今後も今回のような株式併合等の計画はありますか。

今後のことにつきましては、将来の経済環境等によって判断されることになると思われ
ますが、現時点では、更なる株式併合等の計画はありません。

※ 株式併合およびその他株式に関する各種お手続についてのお問合せ先

株式併合についてのお問合せ、並びに住所変更、配当金受領方法の指定、単元未満株式の買
取制度及びその他株式に関する各種お手続についてのお問合せにつきましては、株主様がお取
引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合には下記の株主名簿管理人（特
別口座の口座管理機関）にお問い合わせください。

【当社の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）】

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
〒541-8502 大阪府大阪市伏見町3-6-3
(電話料無料) 0120-232-711(東京) 0120-094-777(大阪)

以上